

社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">社会福祉施設整備費補助に係る 工事請負等契約手続基準</p> <p>1 目的 この基準は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が行う社会福祉施設の建設工事請負等契約（以下「契約」という。）の手続きを定め、埼玉県が支出する補助金の透明性及び公平性を確保し、補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象事業 埼玉県の補助金の交付対象となる事業のうち次の事業とする。 （1）建設工事 執行予定額が1,000万円以上のもの。 （2）物品の購入 1件の執行予定額が500万円以上のもの。</p> <p>3 対象施設 法人等が設置する社会福祉施設を対象とする。</p> <p>4 契約の方法等 （1）契約の方法 契約の方法は一般競争入札とし、入札参加基準は別紙の基準に基づくものとする。 ただし、一般競争入札を実施し応札者がいない場合など、<u>当該補助事業を所管する機関の長（本庁各関係課長又は福祉事務所長）</u>（以下「補助事業機関」という。）が認めた場合は、指名競争入札又は随意契約とすることができる。指名競争入札とする場合であっても、業者選定基準は別紙の基準に基づくものとする。 （2）最低制限価格制度の適用 建設工事の一般競争入札に当たっては、最低制限価格制度を適用する。 （3）一括下請けの禁止 元請業者から一括して下請けに出すことは禁止とする。 （4）入札時の立会い</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉施設整備費補助に係る 工事請負等契約手続基準</p> <p>1 目的 この基準は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が行う社会福祉施設の建設工事請負等契約（以下「契約」という。）の手続きを定め、埼玉県が支出する補助金の透明性及び公平性を確保し、補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象事業 埼玉県の補助金の交付対象となる事業のうち次の事業とする。 （1）建設工事 執行予定額が1,000万円以上のもの。 （2）物品の購入 1件の執行予定額が500万円以上のもの。</p> <p>3 対象施設 法人等が設置する社会福祉施設を対象とする。</p> <p>4 契約の方法等 （1）契約の方法 契約の方法は一般競争入札とし、入札参加基準は別紙の基準に基づくものとする。 ただし、一般競争入札を実施し応札者がいない場合など、<u>福祉部長</u>が認めた場合は、指名競争入札又は随意契約とすることができる。指名競争入札とする場合であっても、業者選定基準は別紙の基準に基づくものとする。 （2）最低制限価格制度の適用 建設工事の一般競争入札に当たっては、最低制限価格制度を適用する。 （3）一括下請けの禁止 元請業者から一括して下請けに出すことは禁止とする。 （4）入札時の立会い</p>

入札を行う場合には、法人等の監事及び複数の理事（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせることにする。（理事長が参加する場合は、立会いではなく入札執行者として参加すること）

(5) 入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。

建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事が役員をしている企業がその構成員でないこと。

また、当該企業と会社法に定める親会社又は子会社の関係にある企業については、極力入札に参加させないこと。

5 入札実施の報告等

(1) 報告（一般競争入札の場合）

法人等は、次の書類を補助事業機関に報告しなければならない。

①一般競争入札の実施について（様式1）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会（社会福祉法人設立準備会の役員会等を含む。以下「理事会」という。）で入札の実施を決定した後、1週間以内かつ公告1週間前までに報告すること。

②入札結果報告書（様式3）

提出時期：入札後1週間以内

添付書類：ア 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し

イ すべての入札書の写し

ウ 入札参加資格の確認資料

エ 予定価格調書の写し

オ 委任状の写し（代理人による入札の場合）

③工事請負等契約書の写し

提出時期：契約締結後2週間以内

添付書類：契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し

(2) 報告（指名競争入札の場合）

法人等は、次の書類を補助事業機関に報告しなければならない。

①指名競争入札に係る候補業者（様式4）、指名競争入札に係る候補業者と法人関係者の関係（様式5）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会に諮る2週間前までに報告すること。

入札を行う場合には、法人等の監事及び複数の理事（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせることにする。（理事長が参加する場合は、立会いではなく入札執行者として参加すること）

(5) 入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。

建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事が役員をしている企業がその構成員でないこと。

また、当該企業と会社法に定める親会社又は子会社の関係にある企業については、極力入札に参加させないこと。

5 入札実施の報告等

(1) 報告（一般競争入札の場合）

法人等は、次の書類を当該補助事業を所管する機関の長（本庁各関係課長又は福祉事務所長）に報告しなければならない。

①一般競争入札の実施について（様式1）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会（社会福祉法人設立準備会の役員会等を含む。以下「理事会」という。）で入札の実施を決定した後、1週間以内かつ公告1週間前までに報告すること。

②入札結果報告書（様式3）

提出時期：入札後1週間以内

添付書類：ア 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し

イ すべての入札書の写し

ウ 入札参加資格の確認資料

③工事請負等契約書の写し

提出時期：契約締結後2週間以内

添付書類：契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し

(2) 報告（指名競争入札の場合）

法人等は、次の書類を当該補助事業を所管する機関の長（本庁各関係課長又は福祉事務所長）に報告しなければならない。

①指名競争入札に係る候補業者（様式4）、指名競争入札に係る候補業者と法人関係者の関係（様式5）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会に諮る2週間前までに報告すること。

②入札結果報告書（様式3）

提出時期：入札後1週間以内

添付書類：ア 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し
イ すべての入札書の写し

③工事請負等契約書の写し

提出時期：契約締結後2週間以内

添付書類：契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し

(3) 備付け

法人等は、工事請負状況（様式6）を備え付け、監査・検査の際に速やかに提出できるようにすること。

6 入札結果の公開

法人等は、入札結果をホームページ等で公開するなど、一般の閲覧に供すること。
なお、入札結果は、県ホームページでも公開する。

7 県の助言

県は、法人等が行う契約手続きに関して、必要に応じて助言することができる。

附 則

この基準は、平成9年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年3月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年9月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

②入札結果報告書（様式3）

提出時期：入札後1週間以内

添付書類：ア 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し
イ すべての入札書の写し

③工事請負等契約書の写し

提出時期：契約締結後2週間以内

添付書類：契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し

(3) 備付け

法人等は、工事請負状況（様式6）を備え付け、監査・検査の際に速やかに提出できるようにすること。

6 入札結果の公開

法人等は、入札結果をホームページ等で公開するなど、一般の閲覧に供すること。
なお、入札結果は、県ホームページでも公開する。

7 県の助言

県は、法人等が行う契約手続きに関して、必要に応じて助言することができる。

附 則

この基準は、平成9年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年3月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年9月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月6日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月16日から施行する。

(別紙)

入札参加基準・業者選定基準

1 一般競争入札 (公告時の基準)

(1)工事関係

執行予定額	1 億円以上	4,000 万円以上 1 億円未満	1,000 万円以上 4,000 万円未満
資格審査 数 値	<u>855</u> 点以上	<u>785</u> 点以上	<u>655</u> 点以上

2 指名競争入札 (指名時の選定基準)

(1)工事関係

執行予定額	1 億円以上	4,000 万円以上 1 億円未満	1,000 万円以上 4,000 万円未満
指名 業者数	5 者以上	5 者以上	5 者以上
資格審査 数 値	<u>855</u> 点以上	<u>785</u> 点以上	<u>655</u> 点以上

(2)物品関係

執行予定額	500 万円以上
指名 業者数	5 者以上

(別紙)

入札参加基準・業者選定基準

1 一般競争入札 (公告時の基準)

(1)工事関係

執行予定額	1 億円以上	4,000 万円以上 1 億円未満	1,000 万円以上 4,000 万円未満
資格審査 数 値	<u>830</u> 点以上	<u>740</u> 点以上	<u>640</u> 点以上

2 指名競争入札 (指名時の選定基準)

(1)工事関係

執行予定額	1 億円以上	4,000 万円以上 1 億円未満	1,000 万円以上 4,000 万円未満
指名 業者数	5 者以上	5 者以上	5 者以上
資格審査 数 値	<u>830</u> 点以上	<u>740</u> 点以上	<u>640</u> 点以上

(2)物品関係

執行予定額	500 万円以上
指名 業者数	5 者以上

3 理事が役員をしている企業等の除外

入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。

また、建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事が役員をしている企業がその構成員でないこと。

なお、当該企業と会社法に定める親会社又は子会社の関係にある企業については、極力入札に参加させないこと。

(注1) 資格審査数値とは、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者格付要領に定める客観点数及び主観点数を合計した数値である。このうち、客観点数とは、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点(経営事項審査点数)のことである。

したがって、経営事項審査点数が上記の点数を満たしている場合は、入札に参加できるものとする。

(注2) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業等協同組合等であって、官公需適格組合証明を受けている者及び経常建設共同企業体については、埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加者格付要領に基づく資格審査数値を用いることができる。

(注3) 注1及び注2に規定する資格審査数値については、通知書の写しを相手方から提示させ確認するか、最新の埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿を埼玉県総務部入札審査課のホームページで確認すること。また、注1に規定する経営事項審査点数は、(一財)建設業情報管理センターのホームページで確認すること。

※ 埼玉県総務部入札審査課のホームページアドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0212/>

※ (一財)建設業情報管理センターのホームページアドレス
<http://www.ciic.or.jp/>

3 理事が役員をしている企業等の除外

入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。

また、建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事が役員をしている企業がその構成員でないこと。

なお、当該企業と会社法に定める親会社又は子会社の関係にある企業については、極力入札に参加させないこと。

(注1) 資格審査数値とは、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者格付要領に定める客観点数及び主観点数を合計した数値である。このうち、客観点数とは、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点(経営事項審査点数)のことである。

したがって、経営事項審査点数が上記の点数を満たしている場合は、入札に参加できるものとする。

(注2) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業等協同組合等であって、官公需適格組合証明を受けている者及び経常建設共同企業体については、埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加者格付要領に基づく資格審査数値を用いることができる。

(注3) 注1及び注2に規定する資格審査数値については、通知書の写しを相手方から提示させ確認するか、最新の埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿を埼玉県総務部入札審査課のホームページで確認すること。また、注1に規定する経営事項審査点数は、(一財)建設業情報管理センターのホームページで確認すること。

※ 埼玉県総務部入札審査課のホームページアドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0212/>

※ (一財)建設業情報管理センターのホームページアドレス
<http://www.ciic.or.jp/>

(様式1)

第 号
年 月 日

(あて先)

社会福祉法人
理事長

一般競争入札の実施について（報告）

下記の施設整備に係る一般競争入札を実施しますので、報告します。

記

1 施設名（仮称）

2 入札内容

(1) 工事内容 工 事 名

(2) 物品関係 物 品 名

※（1）又は（2）に○印を付けること。

3 公告の方法、時期及び入札時期等

(1) 公告の方法

(2) 公告の時期

(3) 入札時期

(4) 公告の内容

4 入札参加基準

(注) あて先は、本庁各関係課長又は福祉事務所長とすること。

(様式1)

第 号
年 月 日

(あて先)

社会福祉法人
理事長

一般競争入札の実施について（報告）

下記の施設整備に係る一般競争入札を実施しますので、報告します。

記

1 施設名（仮称）

2 入札内容

(1) 工事内容 工 事 名

執行予定額 _____ 円

(2) 物品関係 物 品 名

執行予定額 _____ 円

※（1）又は（2）に○印を付けること。

3 公告の方法、時期及び入札時期等

(1) 公告の方法

(2) 公告の時期

(3) 入札時期

(4) 公告の内容

4 入札参加基準

(注) あて先は、本庁各関係課長又は福祉事務所長とすること。

(様式3)

入札結果報告書

年 月 日

(あて先)

下記のとおり適正な入札が行われたことを報告します。

入札執行者 職・氏名
立 会 人 職・氏名
職・氏名
職・氏名
職・氏名
職・氏名
職・氏名

工事名又は物品名				
法人名				
入札年月日	年 月 日	入札場所		
執行予定額 (税込)	円	入札予定価格 (消費税込み)	円	
入札予定価格の設定の根拠		入札予定価格の 100/110	円	
最低制限価格の設定の根拠				
		最低制限価格 (消費税込み)	円	
		最低制限価格の 100/110	円	
入札参加業者名	第1回目 入札金額(税抜)	第2回目 入札金額(税抜)	第3回目 入札金額(税抜)	第4回目 入札金額(税抜)
落札価格 (税抜)			落札業者名	

(様式3)

入札結果報告書

年 月 日

(あて先)

下記のとおり適正な入札が行われたことを報告します。

入札執行者 職・氏名
立 会 人 職・氏名
職・氏名
職・氏名
職・氏名
職・氏名
職・氏名

工事名又は物品名				
法人名				
入札年月日	年 月 日	入札場所		
執行予定額 (税込)	円	入札予定価格 (消費税込み)	円	
入札予定価格の設定の根拠		入札予定価格の 100/110	円	
最低制限価格の設定の根拠				
		最低制限価格 (消費税込み)	円	
		最低制限価格の 100/110	円	
入札参加業者名	第1回目 入札金額(税抜)	第2回目 入札金額(税抜)	第3回目 入札金額(税抜)	第4回目 入札金額(税抜)
落札価格 (税抜)			落札業者名	

- ※ ・契約方法等に関する理事会の議事録写しを添付すること。
- ・落札するまでの状況をすべて報告すること。
 - ・立会人全員が署名すること。
 - ・監事を少なくとも1人 及び複数の理事を 立ち合わせること。
 - ・落札価格は、入札金額に消費税額を加算した金額を記入すること。
 - ・すべての入札書の写しを添付すること。
 - ・非課税物品が含まれている場合は、内容がわかる資料を添付すること。
 - ・再度入札を4回以上実施した場合も、この様式にとらわれず全て報告すること。

- ※ ・契約方法等に関する理事会の議事録写しを添付すること。
- ・落札するまでの状況をすべて報告すること。
 - ・立会人全員が署名すること。
 - ・監事を少なくとも1人 は 立ち合わせること。
 - ・落札価格は、入札金額に消費税額を加算した金額を記入すること。
 - ・すべての入札書の写しを添付すること。
 - ・非課税物品が含まれている場合は、内容がわかる資料を添付すること。
 - ・再度入札を4回以上実施した場合も、この様式にとらわれず全て報告すること。

(様式4)

第 号
年 月 日

(あて先)

社会福祉法人
理事長

指名競争入札に係る候補者について（依頼）

下記の施設整備に係る業者について候補者を選定しましたので、資格確認につ
きましてよろしく申し上げます。

記

1 施設名（仮称）

2 入札内容

(1) 工事内容 工 事 名

(2) 物品関係 物 品 名

※（1）又は（2）に○印を付けること。

3 候補業者名

業者名	代表者名	所在地・電話番号	資格審査数値又は 経営事項審査点数	確認欄

(様式4)

第 号
年 月 日

(あて先)

社会福祉法人
理事長

指名競争入札に係る候補者について（依頼）

下記の施設整備に係る業者について候補者を選定しましたので、資格確認につ
きましてよろしく申し上げます。

記

1 施設名（仮称）

2 入札内容

(1) 工事内容 工 事 名

執行予定額 _____ 円

(2) 物品関係 物 品 名

執行予定額 _____ 円

※（1）又は（2）に○印を付けること。

3 候補業者名

業者名	代表者名	所在地・電話番号	資格審査数値又は 経営事項審査点数	確認欄

4 理事会予定日時 年 月 日

5 担当者 氏名
連絡先

- (注) 1 業者名は、株式会社の文字の位置に注意して正式名称を記載すること。
2 支店等の場合は、業者名等は当該支店名を記載すること。
3 確認欄は法人では記載しないこと。

様式2 (略)

様式5 (略)

様式6 (略)

4 理事会予定日時 年 月 日

5 担当者 氏名
連絡先

- (注) 1 業者名は、株式会社の文字の位置に注意して正式名称を記載すること。
2 支店等の場合は、業者名等は当該支店名を記載すること。
3 確認欄は法人では記載しないこと。

様式2 (略)

様式5 (略)

様式6 (略)